

こ成母第101号
社援基発0127第1号
令和7年1月27日

各関係団体の長 殿

こども家庭庁成育局母子保健課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公 印 省 略)

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」の施行について（協力依頼）

平素よりこども家庭行政及び厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年1月17日、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）の全部を改正し、昭和23年制定の旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けることを強いられて被害を受けた者に対する補償金、優生手術等一時金及び人工妊娠中絶一時金（以下「補償金等」という。）の支給に関し必要な事項等を定めた、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和6年法律第70号。以下「法」という。）が施行されました。

法の円滑な施行のため、貴団体におかれましても、下記の事項につき、御理解、御協力をいただくとともに、貴団体会員にも周知していただきますよう、お願いいたします。

記

1. 制度の周知

法第24条第1項において、国及び地方公共団体は、補償金等の支給手続等についての周知を行うこととされており、同条第3項においては、その際、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者及び旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者の多くが障害者であることを踏まえ、障害者支援に関わる関

係者の協力を得ることとされています。補償金等の支給対象となる方に、効果的な周知を行うため、様々な場所や機会を通じて、周知を行ってまいります。貴団体におかれても、例えば、関係機関でのリーフレット(別添1及び別添2)の配布、所在する都道府県の担当窓口の案内等、制度の周知に御協力いただきますよう、お願いいたします。

2. 相談支援への協力

法第24条第2項において、国及び都道府県は、補償金等の支給を受けようとする者に対する相談支援、補償金等の支給の請求に関し利便を図るための措置を講ずるものとされており、同条第3項においては、その際、周知と同様に、障害者支援に関わる関係者の協力を得て、障害の特性に十分に配慮するものとされています。

国及び各都道府県には、相談支援のための窓口が設置されますが、貴団体におかれましても、関係者の方を始め、補償金等の支給の請求を希望する方が円滑に請求できるよう、相談支援の取組への積極的な御協力をお願いいたします。

<添付資料>

別添1：旧優生保護法補償金等リーフレット

別添2：旧優生保護法補償金等リーフレット(分かりやすい版)

別添3：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律関係資料(関係法令・施行通知)

(照会先)

こども家庭庁成育局母子保健課

菅野、岡井、藤本

電話：03-6862-0505

(別記)

公益社団法人日本社会福祉士会 会長 殿
公益社団法人日本介護福祉士会 会長 殿
全国社会福祉法人経営者協議会 会長 殿